

島根県報

号外第四二号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

規 則

目 次

- 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理 (景観自然課) 一
に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定め
る規則
- 島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則の一部を改
正する規則 () 二
- 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理 () 七
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第三八号)

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成十四年島根県条例第七十六号) の施行期日は、平成十五年五月二日とすることとした。

◇島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第三九号)

一 規則の概要

1 島根県立三瓶山北の原野営場の利用期間及び利用時間を変更することができる者を、知事から財団法人三瓶フィールドミュージアム財団に変更することに
伴い、規定を整備することとした。(第二条関係)

- 2 島根県立三瓶山北の原野営場条例の改正に伴い、規定及び様式を整備することとした。
- 3 その他様式の整備

二 施行期日
平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第四〇号)

一 規則の概要

1 三瓶小豆原埋没林公園の開園に伴い、規定を整備することとした。(第二条・第三条・様式関係)

2 使用料又は観覧料の減免基準を規則で定めることとした。(第六条関係)

二 施行期日
平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、一の1については、平成十五年五月二日から施行することとした。

規 則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第三十八号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成十四年島根県条例第七十六号) の施行期日は、平成十五年五月二日とする。

島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第三十九号

島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則（昭和四十六年島根県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（利用期間及び利用時間）

第二条 島根県立三瓶山北の原野営場（以下「野営場」という。）の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用期間及び利用時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、財団法人三瓶フィールドミュージアム財団は、必要があると認めるときは、利用期間及び利用時間を変更することができる。

第五条を次のように改める。

（利用制限の公示）

第五条 知事は、条例第五条の規定により野営場の利用を禁止し、又は制限するときは、

その期間及び区域を公示しなければならない。

第六条を削り、第七条第三項中「第十一条」を「第八条」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「様式第五号」

を「様式第四号」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第九条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条関係）

区 分		利用 期間	利 用 時 間
キャンパスサイト 及び電源設備	宿泊	四月一日から十一月三十日まで	午後三時から翌日の午前十一時まで
	休憩		午前十一時から午後三時まで
ケビン	宿泊	一月一日から十二月三十一日まで	午後四時から翌日の午前十時まで
	休憩		午前十一時から午後三時まで
キャンプファイヤールーム	多目的	四月一日から十一月三十日まで	午前九時から午後九時まで
	ホール		
セントラルロッジ	多目的	一月一日から十二月三十一日まで	午前九時から午後九時まで
	集会室		
セミナーロッジ	集会室	一月一日から十二月三十一日まで	午前九時から午後九時まで

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

島根県立三瓶山北の原野営場使用許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所	〒
フリガナ氏名	
電 話	

下記のとおり野営場の施設等を使用したいので申請します。

記

使用人員		人					
使用施設及び使用設備		①オートキャンプサイト ②キャンピングカーサイト ③集団キャンプサイト (貸切・その他) ④一般キャンプサイト ⑤大型ケビン ⑥小型ケビン ⑦キャンプファイヤー場 ⑧セントラルロッジ多目的ホール ⑨セミナーロッジ集会室 ⑩キャンピングカーサイト電源					
使用施設及び使用設備の内訳	番 号	宿泊・休憩の別	使 用 期 間	泊数又は時間数	施設又は設備数	1施設(設備)当たりの使用料	使用料
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
施設等の使用料合計額							円
備 考							

- (注) 1 「番号」の欄には、「使用施設及び使用設備」の欄のうち該当する施設等の番号を記入してください。
- 2 「宿泊・休憩の別」の欄は、「番号」の欄に①～⑥及び⑩のうちのいずれかを記入した場合に、該当するものを○で囲んでください。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

島根県立三瓶山北の原野営場使用許可書

〒

住 所

氏 名

様

電 話

使用人員		人					
使用施設及び使用設備		①オートキャンプサイト ②キャンピングカーサイト ③集団キャンプサイト (貸切・その他) ④一般キャンプサイト ⑤大型ケビン ⑥小型ケビン ⑦キャンプファイヤー場 ⑧セントラルロッジ多目的ホール ⑨セミナーロッジ集会室 ⑩キャンピングカーサイト電源					
使用施設及び使用設備の内訳	番 号	宿泊・休憩の別	使 用 期 間	泊数又は時間数	施設又は設備数	1施設(設備)当たりの使用料	使用料
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時～ 月 日 時			円	円
施設等の使用料合計額							円
条 件 等						領収印	

上記のとおり野営場の施設等を使用することを許可します。

年 月 日

島根県知事



様式第 3 号 (第 7 条関係)

島根県立三瓶山北の原野営場行為許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

野営場内において下記のとおり

行為を行いたいので申請します。

記

目 的	
理 由	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行 為 の 方 法	
責任者氏名及び住所	
参 加 人 員	
施設等使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

様式第 4 号 (第 7 条関係)

島根県立三瓶山北の原野営場行為許可書

住 所

氏 名

様

記

目 的	
理 由	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行 為 の 方 法	
責任者氏名及び住所	
参 加 人 員	
施設等使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件 等	

上記のとおり野営場内での行為を許可します。

年 月 日

島根県知事

印

様式第五号を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第四十号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成三年島根県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条中「開館時間」の下に「並びに三瓶小豆原埋没林公園（以下「埋没林公園」という。）の開園時間」を加える。

第三条の見出しを「（休館日等）」に改め、同条第一項中「休館日」の下に「並びに埋没林公園の休園日」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

第三条第二項を削る。

第六条を次のように改める。

（使用料等の減免）

第六条 次の上欄に掲げる者が支払う使用料又は観覧料（以下「使用料等」という。）のうち同表の中欄に掲げるものは、条例第八条の規定により、当該使用料等の額から同表の下欄に定める額を減免することができる。

区 分	使 用 料 等	減 免 額
一 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの	条例別表第二個人の欄に定める観覧料	観覧料の額の二割に相当する額
二 前号に掲げる者を引率する教職員		観覧料の額の全額
三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下この表において「障害者」という。）		観覧料の額の全額
四 障害者の付添人（原則として、障害者の人数と同じ人数までに限る。）		観覧料の額の全額
五 前各号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者	条例別表第一から別表第三までに定める使用料等	知事が別に定める額

備考 この表の下欄に定める額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

2 使用料等が減免を受けようとする者は、使用料の減免にあつては第四条の申請書を提出するときに使用料減免申請書(様式第三号)を、観覧料の減免にあつてはあらかじめ観覧料減免申請書(様式第四号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、前項の表第三号及び第四号に掲げる者並びに同表第五号に掲げる者で知事が別に定めるものは、この限りでない。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第6条関係)

島根県立三瓶自然館観覧料減免申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり観覧料の減免を受けたいので申請します。

記

減免を申請する理由 (該当する項目の□ にレ印を記入するこ と。)	□小学校の児童、中学校・高等学校の生徒等が学校教育の一環として教職員に引率さ れて観覧するため (学校行事の名称：) □その他 ()		
責 任 者	住所 氏名 (電話 — —)		
利 用 人 数	小学生・中学生・高校生等 名 その他の者 名		
区 分 (該当区分を○で囲 むこと。)	展示室・埋没林公園共通 展示室単独 埋没林公園単独 天体単独 年間観覧料		
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
※ 減 免 金 額	減免前の金額 円	減免する金額 円	減免割合

(注) ※印欄は、記入しないこと。

毎週火・金曜日発行

様式第五号中

天	天	天	天
天	天	天	天
天	天	天	天
天	天	天	天

を

自	自	自	自
自	自	自	自
自	自	自	自
自	自	自	自

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び様式第五号の改正規定は、平成十五年五月二日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十五年五月一日までは、この規則による改正後の島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則様式第四号中

展示室・埋没林公園共通 天体単独 年間観覧料	展示室単独 埋没林公園単独 年間観覧料	とする。
展示室 天体単独 年間観覧料		とする。

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)